

委託・共同事業について

○業務委託について

健保組合が外部の団体へ業務委託をする際は、委託業者の選定には十分な適正確認を行っており、委託先へは個人情報取り扱いに関する安全管理措置の遵守を徹底し、業務が適切に行われていることの指導監督を適宜行います。また原則、当組合と直接の契約を伴わない業務委託先からの再委託は行いません。

現在、当組合では必要な範囲において個人データの取り扱い業務を委託しているものであり、健保システム全般、レセプト内容点検・審査業務、レセプトデータ入力処理業務、健診・保健指導業務、書類廃棄等について業務委託しています。

○共同事業の実施項目の確認

個人情報保護法では、事業主や他の事業者と共同で事業を行う場合は、共同事業として実施する事業を明確にし、その内容をあらかじめ本人に通知するか、または他の取りうるべき広報手段を用いて継続的に公表しなければならないと定められています。

個人情報保護法の定めに基づき、実施している共同事業について下記のとおり公表します。

高額医療給付に関する交付金交付事業

「高額医療給付に関する交付金交付事業」は、健康保険法附則第2条に基づき、健康保険組合連合会（以下「健保連」という）と健保組合が共同で実施している事業です。

この事業は、当組合に高額な医療費が発生した際、その費用の一部が健保連から交付されるものです。交付申請にあたっては、「診療報酬明細書」（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、および当該レセプトにかかる患者氏名、性別、本人・家族別、入院・外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を、健保連・高額医療グループに提出することとなっています。健保連では、これを交付申請の審査・決定ならびに高額医療費の分析等（高額医療費の動向に関する記者発表のための基礎資料）に利用しています。

また、健保連におけるデータ取扱者については、高額医療グループ職員、データ処理委託業者（公益財団法人 日本生産性本部情報システム事業部）および協力会社となっています。さらに、データ保有期間については、申請の時効の扱い等の関係上、レセプトのコピーについては1年程度保存し、その後イメージデータ化したものを4年程度保存しています。

なお、レセプトの取り扱いを含む「高額医療給付に関する交付金の申請書類」の管理責任体制につきましては、当組合データ管理責任者、健保連・高額医療グループ グループマネージャーとなっています。

健康診査事業

当組合と当組合加入事業所が健康診査結果データを効率的、効果的に利用し、健診・保健指導を共同で実施します。